

## 牛久市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、牛久市議会議長（以下「議長」という。）が議会の円滑な運営のため議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）に関し、その支出区分、支出内容、支出金額、その他必要な事項について定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 交際費とは、議長が牛久市議会を代表する職として議会運営に必要な外部との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出するものであり、儀礼的な範囲内の支出であること及び社会通念上妥当と認められる範囲内において行うものとする。

(議長交際費の支出範囲及び支出額)

第3条 議長交際費の支出範囲については、次の各号のとおりとする。

(1) 慶祝

総会、大会、行事、祝賀会等（市政の振興に係りのある団体及び個人）に係る経費で金額は1万円を限度とする。

(2) 会費

会費を要する会合、懇親会等への参加に係る経費で、会費等が明記されている場合は会費相当額を、明記されていないものについては原則5,000円とする。

(3) 弔慰

市政、市議会関係者及びその親族等の葬儀等における香典、供花及び供物等に係る経費で別表に定める基準による。

(4) 協賛

各種団体の活動趣旨賛同に係わる協賛金等で原則5,000円とし、団体等から要請があったものに対し、他との均衡を考慮して議長が決定するものとする。

(5) 渉外

他の自治体、議会、又は各種団体への視察、訪問又は折衝の際の土産に係る経費で、金額は3,000円までとする。

(6) 見舞

市議会の運営又は市政発展に寄与されている者が、病気や怪我により14日以上入院した場合の見舞に係る経費で別表に定める基準による。

災害などによる見舞金・義援金等に係る支出もできるものとし、金額については他市の状況等を考慮して決定する。

(7) その他

市議会運営上必要な交際に要する経費として議長が特に必要と認めるものについては、他との均衡を失しない範囲で支出するものとする。

(議長交際費の公開)

第4条 議長は、前項の公表を行うときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

附 則

この基準は、平成23年11月1日から施行する。

別表1

(単位：円)

対 象			香 典	花輪又 は生花	弔電	見 舞
市議会議員	現職	本人	20,000	○	○	10,000
		親族	10,000			
	元職	本人	10,000	○		
		親族				
常勤特別職及び教育長	現職	本人	20,000	○	○	10,000
		親族	10,000			
	元職	本人	10,000	○		
		親族				
行政委員会委員	現職	本人	10,000			
		親族	5,000			
国会議員及び県議会議員（地元選出）	現職	本人	30,000	○	○	10,000
		親族	10,000			
	元職	本人	10,000			
友好都市等の長又は議長	現職	本人	20,000			
名誉市民	本人・親族		別途協議（香典・花輪・見舞）			
その他	上記いずれにも属さない場合で、議会運営上必要と認める経費は、他市の状況、行政側の対応を考慮し均衡を失しない範囲で、その都度議長が定める。					

(注)

①親族とは、配偶者、実の父母・祖父母、子（子、祖父母は同居に限る）。

②行政委員会委員とは、教育委員（教育長は除く）、選挙管理委員、公平委員、監査委員、

固定資産評価審査委員、農業委員をいう

③常勤特別職とは、市長、副市長をいう